

## 令和2年2月19日 北陸職業能力開発大学校において 富山労働局長による労働法制普及セミナーを行いました！

### 労働法制普及セミナーとは…

将来、社会に出て働く高校生や専門学校生、大学生が労働関係法令について理解を深めることは、働くことの意義と役割を学ぶだけでなく、労働関係のトラブルから身を守るためにも大切であることから、富山労働局では生徒・学生向けに労働法制の普及等に関する「出張講座」を実施しています。経験豊富な職員が、働く人たちを守る法律について、具体的な事例を示しながらわかりやすく解説します。

### ＜北陸職業能力開発大学校でのセミナー＞

2月19日には北陸職業能力開発大学校において、就職予定者の約110名を対象に、60分間の労働法制普及セミナーを行いました。クイズを交えながら働く人を守る労働関係の法律について説明を行いました。また、昨年4月から施行されている働き方改革関連法についてもお話ししました。

就職を目前に控えている学生の皆さまはクイズ等に積極的に参加してください、最後まで熱心に聴講してくださいました。



労働法について説明を行う佐藤労働局長



資料の一例

45分や60分など授業の長さに合わせた講座を開催できます！  
10分や15分など短い時間をご希望の場合も対応いたします。  
出張講座をご希望の場合は、お気軽に富山労働局雇用環境・均等室へ。  
富山労働局 雇用環境・均等室 TEL:076-432-2740  
(〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5 富山労働総合庁舎 4階)